

教育大綱及び教育振興基本計画の位置づけと策定について

Ⅰ 教育振興基本計画

教育振興基本計画は、教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第 17 条第 1 項に基づき政府として策定する計画です。教育基本法第 17 条第 2 項において、**地方公共団体は国の教育振興基本計画を参考にしつつ、その地域の実情に応じ、教育施策に関する基本的な計画を定めるよう努めるもの**とされています。

Ⅱ 教育大綱について

1 根拠法令

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(大綱の策定等)第一条の三

地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

2 大綱の定義及び記載事項(文部科学省局長通知)

大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めるものではない。

3 地方教育振興基本計画と大綱の関係(文部科学省局長通知)

地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画その他計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、**地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。**

4 大綱の期間(文部科学省局長通知)

・大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定。

Ⅲ 総合教育会議

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されました。

この改正により、教育に関する予算の編成・執行などの権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、すべての地方公共団体に「総合教育会議」が設置されることになりました。

「総合教育会議」が設置され、次の事項に関する協議・調整を行っている。

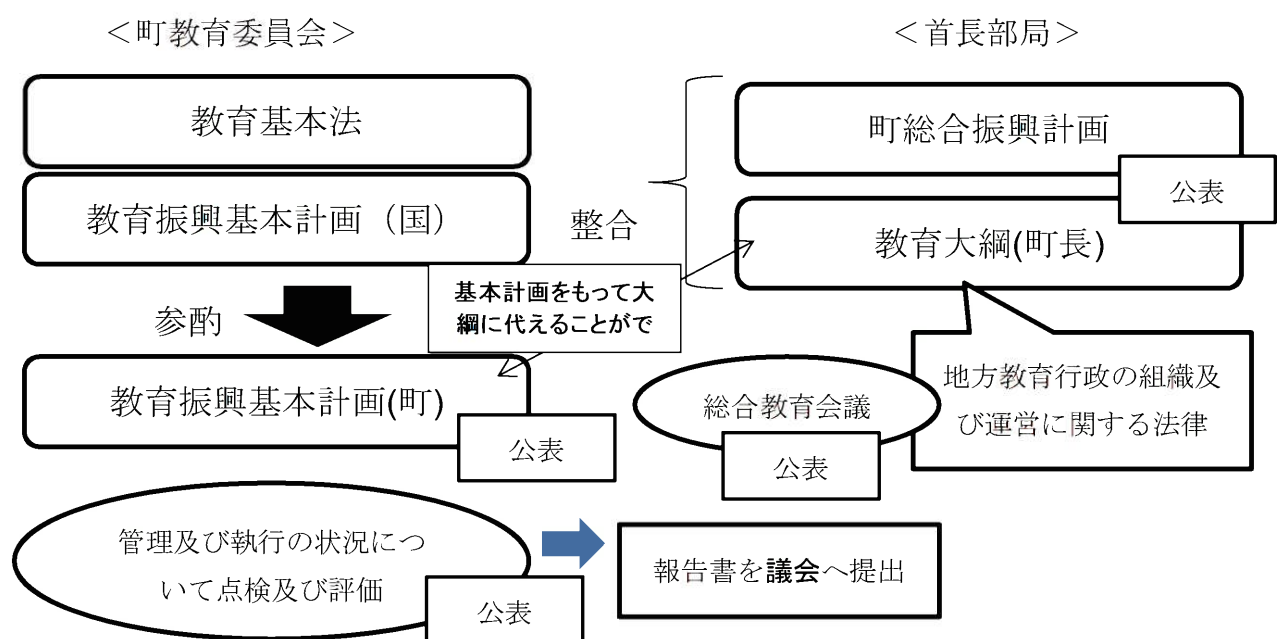
- (1)教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(教育大綱)の策定に関する協議
- (2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- (3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると思込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議
- (4)(1)～(3)に関する構成員の事務の調整

IV 議会への報告義務

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第二十七条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第三項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。



【法律上の位置づけ】

区 分	大 綱	教育振興基本計画
根拠法令	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長※総合教育会議において要協議	地方公共団体策定
範囲等	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱 ※必須	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画 ※努力義務

関係法令抜粋

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律】

第一条の三地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

【教育基本法】

第十七条政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。2地方公共団体は、前項の計画(政府の教育振興基本計画)を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

2 大綱に関する文部科学省の考え方

(平成 26 年 7 月 17 日文部科学省初等中等教育局長通知)

(1) 定義

- 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。
- 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。
- 大綱の対象期間については、4年から5年程度を想定している。(2) 教育振興基本計画その他の計画との関係地方公共団体において、教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、教育振興基本計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はない。

第6次滑川町総合振興計画（基本構想）

まちづくりの目標：**まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる滑川町**

滑川町教育大綱

基本理念：**チーム滑川の教育で心豊かな人が育つまちづくり**

- 重点方針1 町全体でこどもを育む体制の充実
- 重点方針2 地域資源を生かした多様な教育機会の確保
- 重点方針3 豊かな学びを支える教育環境づくり
- 重点方針4 生涯学習社会における人づくりの推進

滑川町教育振興基本計画

基本理念：学んでよかったまちへ ～チーム滑川での教育～

「豊かな学びで 未来へつなげる 滑川町の教育」

- 目標1：未来を創り出す力を育む教育の推進
～社会的・職業的に自立するための基礎を培う～
- 目標2：多様な教育環境の充実
～学校・家庭・地域が互いに育て合い、子供・地域を支える～
- 目標3：生涯にわたる学びと文化芸術・スポーツの振興
～町民が町の文化芸術・スポーツを育てる～

【施策】

- 1 確かな学力を育む教育の推進
- 2 豊かな心を育む教育の推進
- 3 健やかな体を育む教育の推進
- 4 自立する力を育む教育の推進
- 5 多様なニーズに対応した教育の推進
- 6 質の高い学校教育を推進するための環境の充実
- 7 家庭・地域の教育力の向上
- 8 生涯にわたる学びの推進
- 9 文化芸術の振興
- 10 スポーツの推進

滑川町教育大綱

令和8年4月1日

滑川町

はじめに



今日、我が国における教育を取り巻く環境は大きく変化しております。本町では、これらの諸課題や変化等に的確に対応した各種施策や事業の展開によって、幼児期から学校教育、生涯学習へと切れ目なく繋いだ豊かな学びの環境の充実を図り、「まちづくり ひとづくり 笑顔あふれる 滑川町」を目指して、まちづくりに取り組んでいるところです。この「滑川町教育大綱」は、本町の教育施策の根本となる方針であり、こどもたちが、未来へ

飛躍する力の基礎となる確かな学力を身に付け、感性豊かな心と健やかな体を、この「ふるさと滑川町」で育むとともに、すべての町民の持つ「可能性」を最大限に高め、生涯にわたって活躍できるよう挑戦と飛躍への「チャンス」の提供を図り、社会の中で活躍する人材を全ての世代で育成していくことを目指すものです。

すべてのこどもたちが安心して幼稚園、学校生活を送り、様々な活動に全力投入できる教育環境づくりや、生涯学習の機会充実や学習成果を生かせる仕組みづくり、町民・地域の力を育み、町民が活躍できる場づくりに一層取り組み、教育大綱の基本理念である「チーム滑川の教育で心豊かな人が育つまちづくり」の実現に努めてまいります。こどもたちは、滑川町の未来を創る、町の希望であり宝です。町のこどもたち一人一人が幸せに生き、社会で活躍できるよう、すべての町民で力を合わせ、また、世代を超え互いに高め合うつながりをつくり、「チーム滑川」で町の教育行政を推進してまいります。終わりに、「町のこどもは町で育てる」を皆で共有し、未来に向けての人づくり、町づくりへの御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月 滑川町長 大塚 信一

策定の趣旨等

Ⅰ 策定の意義及び趣旨

滑川町教育大綱は、本町の教育に関する総合的な施策の目標や方針として、国・県の教育振興基本計画を参考にし、「第6次滑川町総合振興計画」「第3期滑川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」との整合を図りながら、本町の教育に関する総合的な施策の目標や方針を示したものです。

そして、「第4期滑川町教育振興基本計画」に掲げた施策を支援・推進し、本大綱の基本理念である「チーム滑川の教育で心豊かな人が育つまちづくり」の実現に向けて取り組んでいくことを目的として策定しました。変化の激しい社会に対応した教育や、自然・歴史・文化などの本町の豊かな地域資源を生かした教育等、特色ある教育内容の充実に努めてまいります。さらに、町民一人一人が自己に合った学習活動に向き合い、その個性と能力を伸ばし、生きがいを持って充実した人生が送れるよう、生涯学習の機会の充実に努めていきます。

2 対象期間・根拠法令

(1) 対象期間

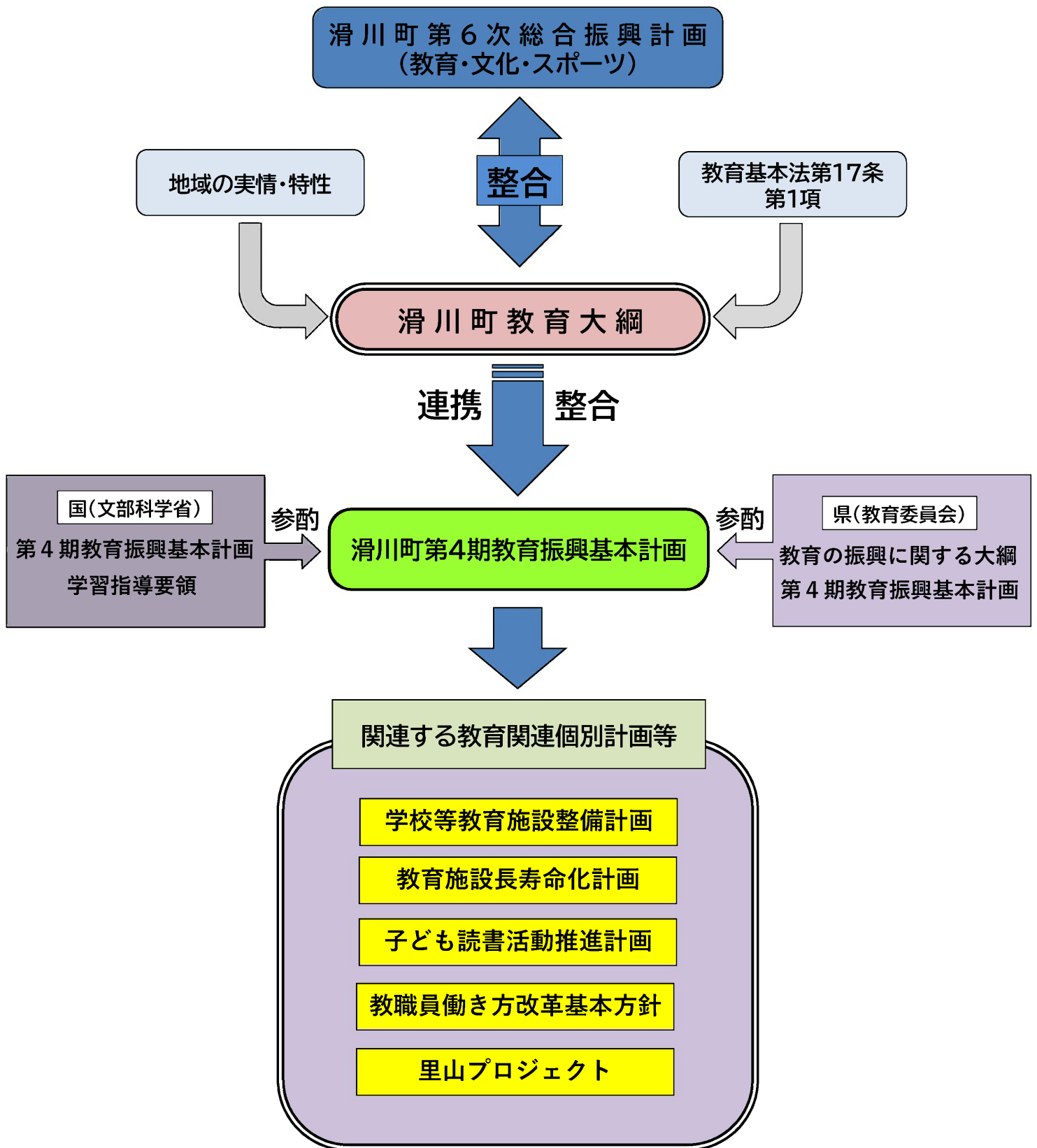
令和8年度から令和12年度までの5年間

(2) 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第1条の3第1項

「地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。」

3 大綱の位置づけ



基本理念

本大綱における基本理念は、第6次滑川町総合振興計画（基本計画）の教育・文化・スポーツにおける施策の大綱に基づき、滑川町のこどもたちが健やかに成長し、豊かに生きるとともに、将来、積極的に社会に関わり、自らの役割と責任を果たせるよう、さらに、町民一人一人が生きがいを持って充実した人生が送れるよう、「チーム滑川の教育で心豊かな人が育つまちづくり」を基本理念とした滑川町の教育を推進していきます。

【基本理念】

「チーム滑川の教育で
心豊かな人が育つまちづくり」

重点方針

Ⅰ 基本理念の実現に向けた4つの重点方針

【重点方針1】 町全体でこどもを育む体制の充実

- 地域と学校園の課題を共有し、地域とともにある学校園を目指し、学校・幼稚園と地域が一体となって教育を行います。
- 学校を地域の核として、地域の学習、社会参加や貢献の機会の充実などを図り、様々な人々が交流する笑顔あふれる地域コミュニティの実現を目指し、地域の絆を強めていきます。
- 地域の教育力の向上と学校運営への参画を進めるため、地域の方々の知識や経験を活用したコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の取組みを進めます。

【重点方針2】 地域資源を生かした多様な教育機会の確保

- 町で継承されている伝統や地域の文化、環境などと町民が触れ合うことを通して、豊かな感性や創造性、地域の繋がりを育む機会を創出します。
- 学校園の運営、活動において、地域の方々や企業、NPO法人など多様な団体等と連携し、学校園を支援する取組みを進めます。
- 体験的な学びを通して、他者との関わりを大切にする心を育みます。また、児童・生徒の安全安心を守るための取組みを、地域や関係機関と連携して進めます。

【重点方針3】 豊かな学びを支える教育環境づくり

- 一人一人に丁寧に向き合い、お互いの多様性を認め、すべてのことものの可能性を引き出せるように、様々な状況に応じた「豊かな学び」を進めます。
- 教育施設の老朽化対策に取り組むとともに、教育DXを推進し、安全・安心で質の高い教育環境を整備します。
- 教員の業務の見直しや外部人材の活用など働き方改革を推進し、教員が児童・生徒に向き合う時間を確保できる環境づくりに取組みます。
- 教育の質を向上を図るため、意欲と指導力のある教職員の育成に取り組めます。

【重点方針4】生涯学習社会における人づくりの推進

- こどもから高齢者まで一人一人が自ら学び、生きがいの探求やその自己実現に繋がる、生涯を通じて学習ができる環境づくりを進めます。
- 人生100年時代に向け、シニアの知識や経験を生かした活躍の場を提供するとともに、持続可能な活力ある地域コミュニティづくりに取り組みます。
- 図書館・エコミュージアムセンターなどの社会教育施設の魅力向上を図るとともに、生涯にわたる学びの機会の充実や文化財の保存・活用など社会教育全般に総合的に取り組みます。
- 児童・生徒の個性と能力を伸ばすとともに、町に受け継がれた文化芸術の魅力の周知を図り、町の賑わいを創造する取組を進めます。

2 大綱の推進と進捗管理

滑川町教育大綱に定めた4つの重点方針に沿って、滑川町教育振興基本計画を始めとする関連した個別計画によって具体的な施策を推進するとともに、その進捗管理を行います。

また、その内容については、必要に応じて滑川町総合教育会議等において、確認することとします。